

## 京都大学エネルギー科学系（大学院エネルギー科学研究科）

## エネルギー基礎科学専攻 教員公募

2024年5月14日

|        |   |
|--------|---|
| 所属     | 京都大学エネルギー科学系（大学院エネルギー科学研究科エネルギー基礎科学専攻エネルギー反応学講座 エネルギー化学分野）  |
| 職種     | 教授  |
| 募集人員   | 1名  |
| 勤務場所   | 京都大学大学院エネルギー科学研究科 エネルギー基礎科学専攻<br>（所在地：京都市左京区吉田本町）<br>大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等  |
| 職務内容   | 京都大学の業務（教育・研究・運営）<br>物理化学、無機化学、電気化学を基盤として、電極材料、電解質、電池の設計とデバイス及びシステムの開発研究に意欲的に取り組み、さらに、所属講座の教職員と協力した新たな研究計画の立案と進展を図れる方。同時に、エネルギー基礎科学専攻ならびに関連する学部学生への教育活動に貢献し、所属学生の教育研究指導を行う。   |
| 応募資格   | (1) 博士または Ph.D.の学位を有し、大学院修士課程及び博士後期課程の教育、研究指導ならびに学部教育、卒業研究指導を担当出来る方<br>(2) 当該専門分野に関して教育・研究に実績があり熱意を持っている方   |
| 着任時期   | 決定後、できるだけ早い時期   |
| 雇用期間   | 期間に定めなし   |
| 試用期間   | あり(6ヶ月)   |
| 勤務形態   | 専門業務型裁量労働制（週 38 時間 45 分相当、1 日 7 時間 45 分相当）<br>専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、<br>週 5 日 8:30~17:15 勤務（休憩 12:00~13:00）<br>超過勤務を命じる場合あり<br>休日：土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日   |
| 給与・手当等 | 本学給与規程、本学支給基準に基づき支給   |
| 社会保険   | 文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入   |
| 応募方法   | 以下の応募書類を下記の宛先に書留で郵送のこと。ただし、いずれも書式は任意。<br>封筒には「 <b>エネルギー化学分野教員応募</b> 」と朱書すること<br>(1) 履歴書（写真貼付、生年月日、現住所、連絡先、電話番号、E-mail アドレス、学歴（大学卒業以降）、学位、資格、職歴を記入）<br>(2) 研究業績リスト<br>(a) 論文等に係わる実績：学術誌に発表した査読付論文、著書、国際会議プロシーディングス、解説・総説、招待講演、その他（特許・発明・考案等）に分類し、全著名者を掲載順に記載<br>(b) 競争的外部資金獲得の実績：科学研究費補助金（代表と分担に分ける）、共同研究・受託研究（代表のみ）、公募研究資金（代表のみ）に分類して記載<br>(c) 所属学協会およびその活動：社会貢献実績（産学連携を含む）、受賞等<br>(3) 教育指導に係わる実績：学部教育と大学院教育（担当授業科目名を明記）、ならびに学外非常勤講師等、その他（大学以外での実績も含む）に分類して記載 |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>(4) 主要論文 5 件の写し各 1 部</p> <p>(5) 研究業績概要 (2000 字程度)</p> <p>(6) 採用された場合の研究計画 (2000 字程度)</p> <p>(7) 採用された場合の教育に対する抱負 (1000 字程度)</p> <p>(宛先) 〒606-8501 京都市左京区吉田本町<br/> 京都大学大学院 エネルギー科学研究科 エネルギー基礎科学専攻<br/> 専攻長 石澤 明宏</p>   |
| 応募締切 | 令和 6 年 7 月 12 日 (金) 必着   |
| 問合せ先 | 京都大学大学院エネルギー科学研究科 エネルギー基礎科学専攻 専攻長<br>石澤 明宏 (E-mail: ishizawa*energy.kyoto-u.ac.jp (*を@に変えてください) )  |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考に際して面接を実施する場合があります。その際、交通費等は支給できませんので、ご了承下さい。</li> <li>・応募書類は原則として返却いたしません。尚、応募書類は教員選考の目的以外には使用いたしません。</li> <li>・京都大学は男女共同参画を推進しています。多数の女性研究者の積極的な応募を期待します。選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。</li> <li>・京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。</li> </ul> |